

東久留米市空き家バンク実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、東久留米市内（以下「市内」という。）の空き家の情報を市内外に発信することにより、空き家の利活用および解消を促進し、空き家の減少および増加抑制を図るために設置する、東久留米市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「空き家」とは、市内において建築され、現在使用されていない建物及びその敷地（ただし今後の使用予定が決定しているものを除く）をいう。

（2）「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

（3）「空き家バンク」とは、空き家の所有者等から申込みを受け登録した空き家に係る情報を、必要と認める範囲で公開し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

（4）「物件登録」とは、所有者等が空き家バンクへ空き家の登録を申込み、登録されることおよびその登録情報をいう。

（5）「利用登録」とは、利用希望者が空き家バンクに登録された空き家に係る情報を得るため、空き家バンクの利用を申込み、登録されることおよびその登録情報をいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引等を妨げるものではない。

（対象空き家）

第4条 空き家バンクへ登録できる空き家（以下「対象空き家」という。）は、次の各号に掲げる案件をすべて満たすものとする。

（1）東久留米市の区域内に存すること。

（2）現に人の居住がなく、また事業等に使用していないこと。

（3）老朽、損傷等が著しくないこと。

（物件登録の申込要件）

第5条 空き家バンクへ空き家の物件登録を申込みできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）対象空き家の所有者等であること。

（2）東久留米市暴力団排除条例（平成24年9月27日条例第33号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員および同条同項第3号に規定される「暴力団関係者」でない者。

(物件登録の申込書類)

第6条 空き家バンクにより、対象空き家の登録を申し込もうとする所有者等は、次に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

- (1) 東久留米市空き家バンク物件登録申込書(様式第1号)
- (2) 東久留米市空き家バンク物件登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)
- (3) 対象空き家の建物及び土地の登記事項証明書または所有者等であることが分かる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(物件登録の費用)

第7条 空き家バンクへの物件登録に係る費用は無料とする。

(物件登録の結果通知及び公開)

第8条 市長は、第6条の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、東久留米市空き家バンク物件登録申込結果通知書(様式第3号。以下「物件登録申込結果通知書」という。)により、申込みの結果を当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、物件登録が認められた空き家等について、空き家バンクへの物件登録や利用登録等を管理する台帳(以下「空き家バンク台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、第2項の規定により登録した対象空き家(以下「登録空き家」という。)の情報を、市のホームページ及び全国版空き家バンク等で公開するほか、適切な方法で公開するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録を受けていない空き家で、空き家バンク台帳への登録が適当と認めるものは、当該空き家の所有者等に対し、物件登録を勧めることができる。

(登録空き家の登録事項変更および登録取消の届出)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申込者(以下「物件登録者」という。)は、その物件登録事項に変更があったとき、また売買や賃貸借契約の成立その他の理由によりその物件登録を取り消すときは、東久留米市空き家バンク物件登録変更(取消)届出書(様式第4号)により、すみやかにその旨を市長へ届け出なければならない。

(物件登録の取消通知および取消対象)

第10条 市長は、登録空き家が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その物件登録を空き家バンク台帳から削除するとともに、そのことを東久留米市空き家バンク物件登録取消通知書(様式第5号)により、物件登録者に通知するものとする。ただし、本項第2号に該当することにより物件登録を削除されたものについては、改めて物件登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録日の翌年度の4月1日から1年を経過したとき。
- (3) 東久留米市空き家バンク物件登録変更(取消)届出書(様式第4号)により取消の届出があったとき。

- (4) 売買、賃貸借契約が成立したとき。
- (5) 登録事項に虚偽があったとき。
- (6) その他空き家バンク台帳への物件登録が不適当と市長が認めたとき。

(情報提供及び利用登録)

第11条 市長は、空き家バンクに登録された登録空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、必要に応じて登録空き家の情報を提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定の情報提供を受けようとするときは、東久留米市空き家バンク利用登録申込書（様式第6号）により、市長に申込むものとする。

3 市長は、前項の規定による申込みを受け、その内容等を精査し適切であると認めたときは、空き家バンク台帳に登録し、東久留米市空き家バンク利用登録完了書（様式第7号）により、当該申込者（以下「利用登録者」という。）へ通知するものとする。

(利用登録の申込要件)

第12条 利用登録者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家に定住し、または定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、または定期的に滞在して、東久留米市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(利用登録者の登録事項変更および取消の届出)

第13条 第11条第3項の規定による利用登録の通知を受けた利用登録者は、その利用登録事項に変更があったときや、その利用登録を取り消そうとするときは、東久留米市空き家バンク利用登録変更（取消）届出書（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

(利用登録の取消通知および取消対象)

第14条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク台帳からその利用登録を抹消するとともに、そのことを東久留米市空き家バンク利用登録取消通知書（様式第9号）により利用登録者へ通知するものとする。ただし、本項第2号に該当することにより登録を削除されたものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 第12条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 登録日の翌年度の4月1日から1年を経過したとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 東久留米市空き家バンク利用登録変更（取消）届出書（様式第8号）により取消の届出があったとき。

(6) その他市長が適当でないとき。

(交渉申込み及び通知)

第15条 利用登録者が、登録空き家の所有者等と交渉するときは、東久留米市空き家バンク物件交渉申込書(様式第10号。以下「交渉申込書」という。)により、市長に申込みものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みを受けたときは、当該登録空き家の所有者等に対し、交渉申込書によりそのことを通知するものとする。この場合において、所有者等の代理または媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた所有者等またはその代理もしくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者へ回答し、市長へその回答内容を東久留米市空き家バンク登録物件交渉結果報告書(様式第11号)にて報告するものとする。

(交渉の媒介)

第16条 市長は、所有者等と利用登録者間の登録空き家に関する交渉及び契約等については、直接これに関与しないものとする。ただし所有者等は、市が媒介に関し協定を締結している事業者等(以下「協定事業者等」という。)に対し、市を通じて交渉の媒介、または媒介の中断もしくは終了を依頼することができる。

2 所有者等は、前項の規定に基づく協定事業者等への交渉の媒介、または媒介の中断もしくは終了に係る依頼については、市を通じ、東久留米市空き家バンク登録物件の媒介等協力(中断・終了)依頼書(様式第12号。以下「媒介等依頼書」)により、協定事業者等へ行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和△△年△△月△△日から施行する。